皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月二十五日午前十時三十八分御出門、三重県へ行幸啓、同月二十八日午後二時十三分還幸啓になつた。

御親書

天皇陛下は、オーストラリア国総督ピーター・ジョン・コスグローブ閣下の総督就任につき、三月三十一日御親書を発せられた。

官庁報告

官庁事項

独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人労働政策研究・研修機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり変更し、平成26年３月19日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成26年４月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

第２の２中「⑴「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合についての検討を行うこと。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づく労働大学校の国への移管についても準備を進めること。」及び「⑵」を削り、「労働行政担当職員研修（労働大学校）を国に移管することに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行う」を「間接部門の縮減による内部組織の合理化を図り、平成25年度の常勤職員数から５人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組む」に改める。

第３の５中「導入すること。」を「導入するとともに、引き続き」に改め、「さらに、労働行政担当職員研修（労働大学校）を国に移管することとし、移管後においても」を削り、「維持する」を「高める」に改める。

附　則

この中期目標は、平成26年４月１日から変更する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、フェデラルエクスプレスコーポレーション日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年４月７日以降、同組合の組合員が従事するフェデラルエクスプレスジャパン株式会社の全職場（静岡県、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年４月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

国家試験

平成26年度秋期情報処理技術者試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成26年度秋期情報処理技術者試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成26年４月２日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　試験を実施する期日　平成26年10月19日（日）

2　試験地

⑴　「３　試験の区分」に掲げられている試験全てを実施する試験地　札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜、藤沢、厚木、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

⑵　注意事項

①　試験会場は、指定できないものとする。

②　試験地は周辺の市町村を含む。

③　各試験地で収容能力を超えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。なお、事前に通知は行わないものとする。

3　試験の区分

ＩＴストラテジスト試験
システムアーキテクト試験
ネットワークスペシャリスト試験
情報セキュリティスペシャリスト試験
ＩＴサービスマネージャ試験
応用情報技術者試験
基本情報技術者試験

4　受験資格　特に限定しない。

5　試験案内書・願書について　試験案内書・願書は、平成26年６月23日（月）から独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（以下「試験センター」という。）において入手することができる。郵便により請求する場合、郵便番号・宛先を明記した用紙及び140円の返信用切手（２部以上必要な場合は問い合わせること。）を同封し、平成26年７月28日（月）までに到着するよう送付すること。なお、請求したにもかかわらず届かない場合、平成26年８月４日（月）までに問い合わせること。

6　受験願書の受付について

⑴　書面による受験願書の受付

①　提出先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター

②　提出方法　郵便局の郵便貯金の窓口から受験手数料を払い込むとともに受験願書を提出する。

③　受付期間　平成26年７月14日（月）から平成26年８月11日（月）までとし、平成26年８月11日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

④　５名以上まとまった場合は、団体として受け付ける。（⑸、⑹参照）

⑵　インターネットによる受験願書の受付（クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法　試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。

③　受付期間　平成26年７月14日（月）午前10時から平成26年８月22日（金）午後８時までとし、受付期間中に試験センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに受験願書に必要な事項が記録されたことを確認できたものに限り受け付ける。

⑶　インターネットによる受験願書の受付（コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑵①の提出先と同じ。

②　提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。

③　受付期間　上記６⑵③の受付期間と同じ。

⑷　インターネットによる受験願書の受付（ペイジーを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑵①の提出先と同じ。

②　提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、ペイジーを利用して、試験センターの指定する金融機関で払込期日までに受験手数料を払い込む。

③　受付期間　上記６⑵③の受付期間と同じ。

⑸　書面による団体の受験願書の受付（指定の用紙を使用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑴①の提出先と同じ。

②　提出方法　試験センターの指定する用紙を使用して郵便局又は銀行口座に払込期日までに受験手数料を払い込むとともに受験願書を提出する。

③　受付期間　上記６⑴③の受付期間と同じ。

⑹　インターネットによる団体の受験願書の受付（銀行振込を利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑵①の提出先と同じ。